平成２７年（フ）第１１９２号
札幌市白石区北郷２条９丁目２番17―903号
債務者　釆本　麻由（旧姓福原・菅原）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第４４号
福島県会津若松市飯盛３丁目９番11号、前住所福島県会津若松市城東町14番21号
債務者　増田　　聡
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係
平成２７年（フ）第７９０号
名古屋市名東区極楽３丁目61番地　コーポ葵202号、従前の住所愛知県豊橋市横須賀町林１番地（３―205）
債務者　松井　利江
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第２３４号
大阪市阿倍野区昭和町５丁目８番９号
債務者　田中　明彦
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第２３４０号
大阪府吹田市天道町６番11号
債務者　平　　道聡
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第２９７６号
大阪市旭区高殿６丁目２番19―102号　藤野方、前住所大阪市旭区高殿６丁目２番19―103号
債務者　立石　　博
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第３０９４号
大阪市住吉区我孫子２丁目７番７―407号
債務者　嶋谷　典子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第３１６７号
大阪府八尾市緑ヶ丘５丁目53番地の１　楠浦基之方
債務者　木下ゆう子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第３２号
岩手県大船渡市赤崎町字合足76番地３
債務者　上野　　瞳
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部
平成２７年（フ）第３４号
岩手県陸前高田市高田町字大隅45番地６
債務者　千葉　一樹
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部
平成２７年（フ）第１８８号
愛知県西尾市永吉３丁目81番地　グランドビル永吉203号室、前住所愛知県西尾市亀沢町493番地　亀沢ハイツ202号室
債務者　小川　伸寛
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２７年（フ）第２０６号
愛知県豊田市高丘新町春日57番地
債務者　髙津　年和
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２７年（フ）第２１７号
愛知県岡崎市丸山町字上地畑58番地１
債務者　榊原建材店こと　榊原　猛生
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２７年（フ）第６６６号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区９棟201号
債務者　吉田　惠紀
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第７２８号
埼玉県久喜市葛梅２丁目１番地８　スピティ葛梅202号室
債務者　石川　　潤
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第９８８号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号（笹島寮）、従前の住所名古屋市西区名西２丁目37番20号　ニューウエスト都築305号
債務者　鈴木　幸治
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第４６号
山形県酒田市北今町３番１号　自彊舎１号棟10号、前住所山形県酒田市北今町３番５号自彊舎２号棟９号
債務者　冨樫　智哉
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
山形地方裁判所酒田支部